

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業

落札者決定基準

令和8年7月8日

三 木 市

目 次

第1章 総 則	1
第2章 審査の手順	1
第3章 資格審査	2
第4章 基礎審査	2
第5章 非価格要素審査	3
第1節 評価項目と配点	3
第2節 非価格要素審査における点数化方法	3
第3節 非価格要素審査における評価の視点	3
第6章 価格要素審査	5
第7章 総合評価値の算定	5

第1章 総則

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者は、本事業の対象となる施設の設計・施工及び運営に関する専門的な技術やノウハウの保有が必須となる。このため、民間事業者の選定にあたっては、価格及び価格以外の技術提案を総合的に評価することによって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業落札者決定基準（以下、「落札者決定基準」という。）は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するため、入札参加者から提出された技術提案書類を可能な限り客観的に評価する基準を示すものである。

なお、落札者決定基準は、入札説明書と一体のものである。

第2章 審査の手順

審査及び選定は、図 1 の手順にて実施する。

入札参加者の審査に関しては、三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、市長が落札者を選定する。

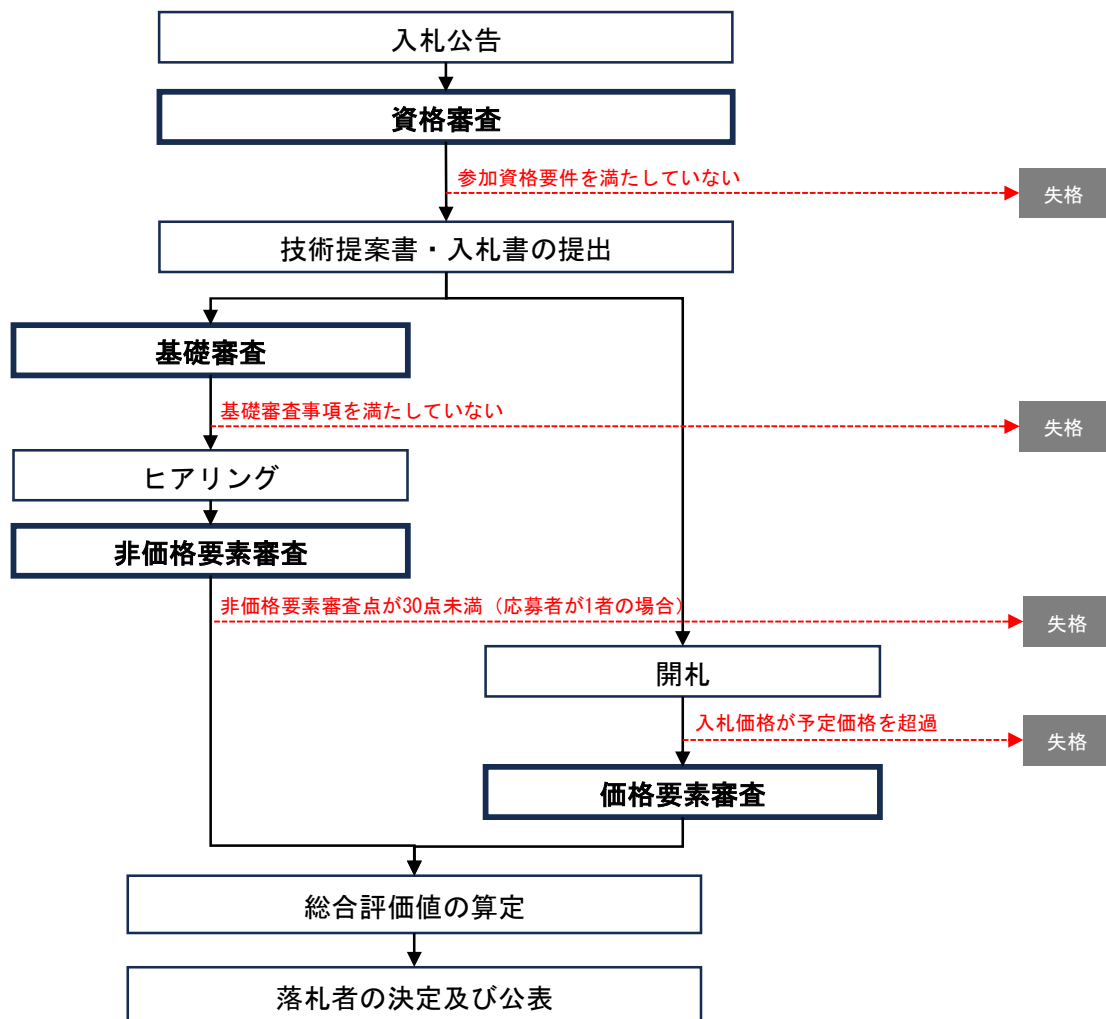


図 1 審査及び選定の手順

第3章 資格審査

提出された参加資格確認申請書類について、入札説明書に記載した応募者の入札参加資格に掲げる要件（以下、「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。

参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

第4章 基礎審査

基礎審査では、提出された提案書類について、表 1 の視点から確認を行う。

確認の結果、重大な不備・不足が確認された場合は失格とする。

表 1 基礎審査の視点等

項目	審査の視点
提案書類についての審査	・必要な書類がそろっていること。
提案内容と要求水準の適合性等の確認	・提案内容が要求水準書を満たしていること。 ・様式集に従った形式で作成されていること。 ・提案内容について、書類間で整合がとれていること。

第5章 非価格要素審査

第1節 評価項目と配点

非価格要素審査に関する評価項目及び配点は、表 2 のとおりである。

表 2 非価格要素審査に関する評価項目及び配点

大項目	小項目	配点	
1. 持続可能社会の形成に寄与する施設	①資源の有効活用、エネルギーの有効活用・温室効果ガスの削減	6	10
	②周辺環境への配慮	4	
2. 安定的で、安全・安心なごみ処理を確保する施設	①設備計画	6	24
	②運営計画	6	
	③施設配置・動線計画	4	
	④施工計画	4	
	⑤事業の安定化等に関する方策	4	
3. 地域と共存する施設	①環境学習・情報発信	6	20
	②災害等への対応	4	
	③地域経済対策	6	
	④施設の外観デザイン	4	
4. 経済性に優れた施設	①ライフサイクルコストの低減	6	6
合計		60	

第2節 非価格要素審査における点数化方法

技術提案内容について、表 2 の評価項目ごとに、表 3 の評価基準及び点数化方法に基づき点数化を行う。非価格要素審査点は、評価項目ごとに各委員が採点した点数の平均点を算出し、その合計値とする。評価項目ごとの平均点は、小数点以下第 3 位を四捨五入した値とする。

なお、応募者が 1 者であった場合、非価格要素審査点が 30 点未満の応募者は失格とする。

表 3 非価格要素審査の評価基準等

	評価基準	点数化方法
A	当該評価項目において、非常に優れた提案となっている。	配点×1.00
B	当該評価項目において、AとCの中間程度の提案となっている。	配点×0.75
C	当該評価項目において、優れた提案となっている。	配点×0.50
D	当該評価項目において、CとEの中間程度の提案となっている。	配点×0.25
E	当該評価項目において、要求水準書を満たす程度の提案である。	配点×0.00

第3節 非価格要素審査における評価の視点

技術提案内容については、評価項目ごとに表 4 の視点に基づき評価を行う。

なお、技術提案内容のうち、定量的な評価が可能な項目については、具体的な数値を用いて提案すること。

表 4 非価格要素審査における評価の視点

大項目	小項目	評価の視点
1.持続可能社会の形成に寄与する施設	①資源の有効活用、エネルギーの有効活用・温室効果ガスの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・余剰電力量最大化のための工夫・提案 ・三木市における脱炭素化に資するエネルギー利用方法の提案 ・省エネ対策や省資源化対策（用役使用量の低減化等）を含めた温室効果ガス削減のための工夫・提案 ※上記について、本施設がハイブリッド方式を採用していることを踏まえて提案すること。
	②周辺環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・施設稼働開始後、排ガス・騒音・振動・悪臭等の公害防止基準値を確実に遵守するための工夫・提案 ・工事期間中の周辺環境への配慮のための工夫・提案
2.安定的で、安全・安心なごみ処理を確保する施設	①設備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ量・ごみ質の短期的・長期的変動に対して、安定した処理を継続するための工夫・提案 ・信頼性の高い処理システムの構築・設備計画に関する工夫・提案 ※上記について、本施設がハイブリッド方式を採用していることを踏まえて提案すること。
	②運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池を含む処理不適物の混入等による火災・爆発・事故等の未然防止、火災・爆発・事故等の発生後の被害拡大防止及び早期復旧を図るための工夫・提案 ・安全かつ安定的なごみ処理を継続するために必要な運営維持管理体制に関する工夫・提案 ・施設を確実に30年間以上使用するための点検・検査・補修及び更新に関する工夫・提案 ※上記について、本施設がハイブリッド方式を採用していることを踏まえて提案すること。
	③施設配置・動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で円滑な車両動線、市民・事業者による持込車両の利便性に配慮した工夫・提案 ・設備・機器の補修及び将来的な基幹的設備改良工事を考慮した工夫・提案
	④施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中も清掃センターの稼働を継続することを考慮した工夫・提案 ・将来的に実施する清掃センターの解体工事を考慮した工夫・提案
	⑤事業の安定化等に関する方策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間中のリスクの抽出及びリスクへの対応に関する工夫・提案 ・SPCを設立しないことを前提とした事業の安定化に関する工夫・提案
3.地域と共存する施設	①環境学習・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理や資源循環、エネルギー回収の仕組みについて、見学者が理解しやすく、かつ本施設の特徴が適切に伝わる見学者動線、説明設備、見学窓、展示内容等に関する工夫・提案 ・本施設の特長を分かりやすく発信しつつ、過度に事業費の増大を招かない、適切な水準の見学・情報発信の工夫・提案 ※上記について、本施設がハイブリッド方式を採用していることを踏まえて提案すること。
	②災害等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・停電等の緊急時における工夫・提案 ・施設の全停電及びライフライン遮断時における早期復旧を図るための工夫・提案
	③地域経済対策	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に事業所（本社・本店）を有する企業への工事発注、用役・資材調達発注、地元雇用の人数・金額等の最大化のための工夫・提案 ・事業期間を通じて、地元企業の活用が確実に行われていることを市が確認できる仕組みについての工夫・提案
	④施設の外観デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境や地域景観と調和し、華美な意匠を避けつつ、公共施設として品位があり、市民に受け入れられる外観デザインに関する工夫・提案 ・高台に位置する施設であることを踏まえ、遠望時の景観にも配慮した外観デザインに関する工夫・提案
4.経済性に優れた施設	①ライフサイクルコストの低減	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を30年間以上使用することを考慮したライフサイクルコストの低減化に関する工夫・提案

第6章 価格要素審査

入札書に記載された入札価格について、予定価格の範囲内であることの確認を行った上で、下式により価格要素審査点を算出する。点数は、小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

$$\text{価格要素審査点} = 40\text{点} \times (\text{最低入札価格} \div \text{当該入札参加者の入札価格})$$

第7章 総合評価値の算定

非価格要素審査点と価格要素審査点の合計によって総合評価値を算定し、総合評価値が最も高い者を落札者とする。

$$\text{総合評価値} = \text{非価格要素審査点} + \text{価格要素審査点}$$